

新旧対照表

○リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について(素案)

修正後 (パブリックコメント後)	修正前 (パブリックコメント前)
<p data-bbox="203 357 1066 384">リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について(素案)</p> <p data-bbox="600 432 669 459">(中略)</p> <p data-bbox="163 475 439 502">3 地域類型の当てはめ</p> <p data-bbox="203 512 1111 699">(1) 都市計画法の用途地域の定めのある地域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域を類型Ⅰに当てはめ、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を類型Ⅱに当てはめるものとする。</p> <p data-bbox="203 708 1111 852">(2) 都市計画法の用途地域の定めのない地域 <u>近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に相当する地域を類型Ⅱに当てはめ、主として住居の用に供されている地域など類型Ⅱ以外の地域については類型Ⅰに当てはめるものとする。</u></p> <p data-bbox="600 900 669 927">(中略)</p> <p data-bbox="163 943 315 970">5 付帯意見</p> <p data-bbox="203 979 1111 1123">(1) 用途地域以外の地域に係る地域類型指定に際しては、地域の土地利用状況や生活実態に鑑み、住民の生活に根ざした地域を一体的に捉え、関係機関及び関係市町村長の意見を十分配慮したうえで、住民の生活環境の保全が図られるよう適切に指定すること。</p> <p data-bbox="203 1133 1111 1244">(2) リニア中央新幹線の建設及び走行に由来する騒音以外の環境影響（低周波音・振動など）について、沿線住民の生活環境が損なわれないよう事業者に対し、必要な要請を行うこと。</p> <p data-bbox="203 1254 1111 1323">(3) リニア中央新幹線や新幹線鉄道の騒音評価変更などが生じた場合に速やかに<u>対応すること。</u></p>	<p data-bbox="1182 357 2045 384">リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について(素案)</p> <p data-bbox="1576 432 1646 459">(中略)</p> <p data-bbox="1146 475 1422 502">3 地域類型の当てはめ</p> <p data-bbox="1182 512 2089 699">(1) 都市計画法の用途地域の定めのある地域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域を類型Ⅰに当てはめ、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を類型Ⅱに当てはめるものとする。</p> <p data-bbox="1182 708 2089 820">(2) 都市計画法の用途地域の定めのない地域 <u>主として住居の用に供されている地域を類型Ⅰに当てはめ、その他の地域については類型Ⅱに当てはめるものとする。</u></p> <p data-bbox="1576 900 1646 927">(中略)</p> <p data-bbox="1146 943 1299 970">5 付帯意見</p> <p data-bbox="1182 979 2089 1123">(1) 用途地域以外の地域に係る地域類型指定に際しては、地域の土地利用状況や生活実態に鑑み、住民の生活に根ざした地域を一体的に捉え、関係機関及び関係市町村長の意見を十分配慮したうえで、住民の生活環境の保全が図られるよう適切に指定すること。</p> <p data-bbox="1182 1133 2089 1244">(2) リニア中央新幹線の建設及び走行に由来する騒音以外の環境影響（低周波音・振動など）について、沿線住民の生活環境が損なわれないよう事業者に対し、必要な要請を行うこと。</p> <p data-bbox="1182 1254 2089 1323">(3) リニア中央新幹線や新幹線鉄道の騒音評価変更などが生じた場合に速やかに<u>対応できるよう配慮すること。</u></p>

